## 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例

昭和49年4月6日 条例第13号

最新改正 平成17年3月31日条例第56号

北海道公立高等学校定時制課程生徒学資金貸付条例をここに公布する。

北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、働きながら北海道内の公立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程(以下「定時制の課程又は通信制の課程」という。)に在学する生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸し付け、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。

(貸付の対象)

- 第2条 学資金は、次の条件をそなえている者に対し貸し付ける。ただし、北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例(平成17年北海道条例第56号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例(昭和33年北海道条例第68号)に基づく学資金の貸付を受けている者その他規則で定める者については、この限りでない。
  - (1) 働きながら定時制の課程又は通信制の課程に在学する者であること。
  - (2) 経済的理由により修学困難な者であること。

(貸付の条件)

- 第3条 学資金の貸付期間は、4年以内とし、貸付金額は、月額1万4千円とする。
- 2 学資金は、無利子とする。

(貸付の申請)

- 第4条 学資金の貸付を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出があった場合は、知事は、予算の範囲内において貸し付ける者を決定し、申請者に通知するものとする。

(保証人)

第5条 学資金の貸付の決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、速やかに、保証人 2人を定めて誓約書に連署の上、知事に提出しなければならない。

(貸付の決定の取消し等)

- 第6条 借受者が、次の各号の一に該当する場合は、知事は、学資金の貸付の決定を取り消すものとする。
  - (1) 第2条第1号又は第2号に定める条件を欠いたとき。
  - (2) 学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
  - (3) 学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

- 2 借受者が休学したときは、知事は、その期間中、学資金の貸付を停止するものとする。 (返還の債務の当然免除)
- 第7条 知事は、借受者が定時制の課程又は通信制の課程において高等学校の全課程を修 了したときは、学資金の返還の債務を免除するものとする。 (返還)
- 第8条 借受者が、第6条第1項の規定により学資金の貸付の決定を取り消されたときは、 規則で定めるところにより、貸付を受けた学資金を返還しなければならない。 (違約金)
- 第9条 借受者が学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、知事は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。 (返還の債務の履行の猶予)
- 第10条 借受者が、特別の事由により学資金の返還が困難であると認められるときは、知事は、その返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還の債務の減免)

第11条 借受者が死亡したとき又は傷病その他やむを得ない事由により学資金の返還が困難であると認められるときは、知事は、学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以降に定時制の課程の第1学年 に入学若しくは転学又は転科した者に係る学資金から適用する。

附 則(平成13年3月30日条例第36号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日において現に道内の公立高等学校の定時制の課程又は通信制の 課程に在学していた者及びこれと同一の学年に転学若しくは転籍又は編入学をする者に 係る学資金の貸付金額については、この条例による改正後の北海道公立高等学校定時制 課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の 例による。

附 則(平成17年3月31日条例第56号抄)(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。